香川高等専門学校情報基盤センター利用細則

平成23年3月3日制定

(趣旨)

- 第1条 この細則は、香川高等専門学校情報基盤センター規程第8条の規定に基づき、香川高等専門学校情報基盤センター(以下「センター」という。)の利用について定めるものとする。 (利用の範囲)
- 第2条 センターの利用は、次の各号に掲げる場合とする。
 - 一 学生の情報処理教育に関する授業及びこれに伴う演習
 - 二 学生の実験実習及び卒業研究等
 - 三 教職員の研究及び研修
 - 四 その他センター長又は副センター長(以下「センター長等」という。)が必要と認めた場合

(利用者)

- 第3条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。
 - 一 当該キャンパスの教職員
 - 二 当該キャンパスの学生
 - 三 情報セキュリティ副責任者が許可した者

(利用時間)

- 第4条 センターの利用は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - ー センターの利用時間は、別表に掲げるとおりとする。
 - 二 保守及び業務のため、利用を停止することがある。
 - 三 第一号の規定にかかわらず、あらかじめセンター長等の許可を得たときは、第1号 の時間以外に利用することができる。

(ユーザ I D)

第5条 第2条で許可された者に対して、センターからユーザ I Dを付す。

(利用上の注意)

- 第6条 利用者は、この規程に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければな らない。
 - ー ユーザ I Dを当該利用目的以外に使用し、または他人に使用させないこと。
 - 二 パスワードを他人に知られないように留意するなどセキュリティへ配慮すること。
 - 三 センターの機器及びソフトウエアに支障をきたすような使用をしないこと。
 - 四 他の利用者に支障をきたすような利用をしないこと。
 - 五 有償ソフトウエアの不法複製等、違法な行為はしないこと。
 - 六 公序良俗に反する行為はしないこと。

七 営利,宣伝行為はしないこと。

八 その他の利用に際しては、センター員の指示に従うこと。

2 利用者は、施設、設備及び物品を破損もしくは紛失した場合には、必ずセンターに届け出なければならない。

(利用の制限又は禁止)

第7条 利用者がこの細則に違反した場合,又はセンターの運営に支障を及ぼすおそれのある場合は、センター長等はその者の利用を制限又は禁止することがある。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長等が別に定める。

附則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成30年6月11日から施行する。

附則

この細則は、令和6年12月10日から施行する。

別表

	室名		利用時間
高松	第一演習室		
丰	第三演習室	平日	8時40分~16時50分
ヤン	マルチメディア教室		
パス	第二演習室	平日	8時40分~18時30分
詫間	第二演習室		
丰	サイバーラボ		
ヤン	高度情報ラボ	平日	8時40分~16時50分
パ	マルチメディアラーニングラボ		
ス			